

建学の精神

教育基本法の精神に則り、学校教育法並びに歯科技工士法、歯科衛生士法、介護福祉士法に基づき、必要な専門教育を施し、歯科医療・福祉の向上発展に寄与することを目的としている。

また、建学の理念として、「新たな時代・社会に即応した慈愛に満ちた人間性あふれた有為な人材の育成」を掲げ、以下を教育目的とし、理念に基づく育成人材像を定めている。

- ・人間としての尊厳を尊重し、豊かな人間性を養う。
- ・広い視野を持ち、変化する社会状況に対応する職業観を養う。
- ・人間と人間を取り巻く環境を理解し、誠実に人間関係を作る能力を身につける。
- ・学生として目的意識を持ち、主体的に学び必要な知識・技術・態度を身につける。

歯科衛生士科 3つのポリシー

【アドミッションポリシー：入学者受け入れの方針】

本学園の建学の精神・教育目的をもとに、社会に求められる人材の育成を目指し、次のような能力や意欲、適性を備えた入学者を受け入れる。

- ・人としてのモラルを有し、感謝と思いやりの心を持っている人
- ・歯科衛生士になりたいという強い意志を持っている人
- ・歯科衛生士学を学ぶために必要な基礎学力を持ち、更なる学習に意欲のある人
- ・明るく、人とコミュニケーションをとることを厭わない人
- ・医療を通じ社会貢献をしたいという気持ちを持っている人

【カリキュラムポリシー：教育課程編成・実施の方針】

歯科衛生士学校養成所指定規則および歯科衛生士は「口腔の健康は、全身の健康を支える」という考えを基盤とし、医療人となるための専門的知識・基礎的技術を修得し、社会貢献のできる豊かな感性を身につけた歯科衛生士を育成するための教育課程を編成している。

また、臨地・臨床実習を通じて、常に人に対する尊厳の念を持ち、対人関係能力や医療人としての人格を備えた歯科衛生士を育成する。

【ディプロマポリシー：学位授与の方針】

本学園の建学の精神・教育目的を理解し、各分野の授業科目を全て履修し、所定の単位を修得するとともに、卒業試験に合格した者に専門士（医療専門課程）の称号を授与する。